



大明律例譯義

十

7 634
6038
14-11



門 保 4
號 6038
卷 14-11

大明律例譯義卷之十目錄

訐訟

越訐

投匿名文書告人罪

告狀不受理

聽訟迴避

誣告

干名犯義

子孫違犯教令

見禁囚不得告舉他事

教唆詞訟

軍民約會詞訟

官吏詞訟家人訐

証告充軍及遷徒

軍に充て又一千里の介へ遷徙するにせよ証也。充て証告する者にはこの証告を律と同しとす。其の世に於て

允亮軍より一里を飛とす。いひて去るるも其の人民を以て軍改

小抵して軍人たるも其の世に遠く去るる軍に充つ

其の官吏心ゆくも然く飛するにまへに他人の軍に充

内若れかりに若れ其の軍小言をなすやにせむかき

て遠く者へ公なりとく人其流飛より入る小せし飛

つと海して杖一百流之を里の飛小なり

律に流事とせしむる者。其の世に人の世に友吏よ。若杖

乃飛より入ての上よ一千里の介へ遷徙する也。若人よ

其の遷徙より入るに源の説事。造法も其の世に

つとく証告するも其の遷徙の源より入るにせむ。遷徙

と流飛より入るにせむ。其の世に減く。流飛の世に

正も也。其の流二のりより三若れ其の流二千里より

移し。若杖は其の世に

たは其の世に人の世に

と流の上より併入るに

其の世に

其の世に

其の世に

其の世に

其の世に

其の世に

其の世に

其の世に

其の世に

其の世に

受贓

非義にして得たる贓物とて藏せざるは在るべき也。藏せざるは非義にして得たる贓物とて藏せざるは在るべき也。

官吏受財

官人吏人亦人の名なり
文を以て罪状なり

凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...
凡官吏人... 沙汰者... 減收... 宣... 去... 再...

説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...
説事過錢の者... 流... 減... 宣... 去... 再...

は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...
は又二名を減して杖一百... 杖... 減... 宣... 去... 再...

- 一廿、廿一、杖七十
- 一廿二、廿三、杖八十
- 一廿四、廿五、杖九十
- 一廿六、廿七、杖一百

作録一石より出者
作録の人の人

枉法の賊

一百二十カをりしと後

不枉法の賊

一百二十カの上罪杖一百流三千里より

條例

一文職の官人吏人監生て子の之学校より知印衙門の
と相ゆる者衙門の役人の命より兼差て流方より若し
二十カの上は油と後罪より附近に漸ら若し百
軍より充つる

一 凡官よりある人役里長總甲等の若し

或考より法にかかりしと枉罪にりしと

若し枉法の依りて杖物の之杖物にして

若し親の杖物の之杖物にして

若し若の杖物の之杖物にして

若し若の杖物の之杖物にして

若し若の杖物の之杖物にして

若し若の杖物の之杖物にして

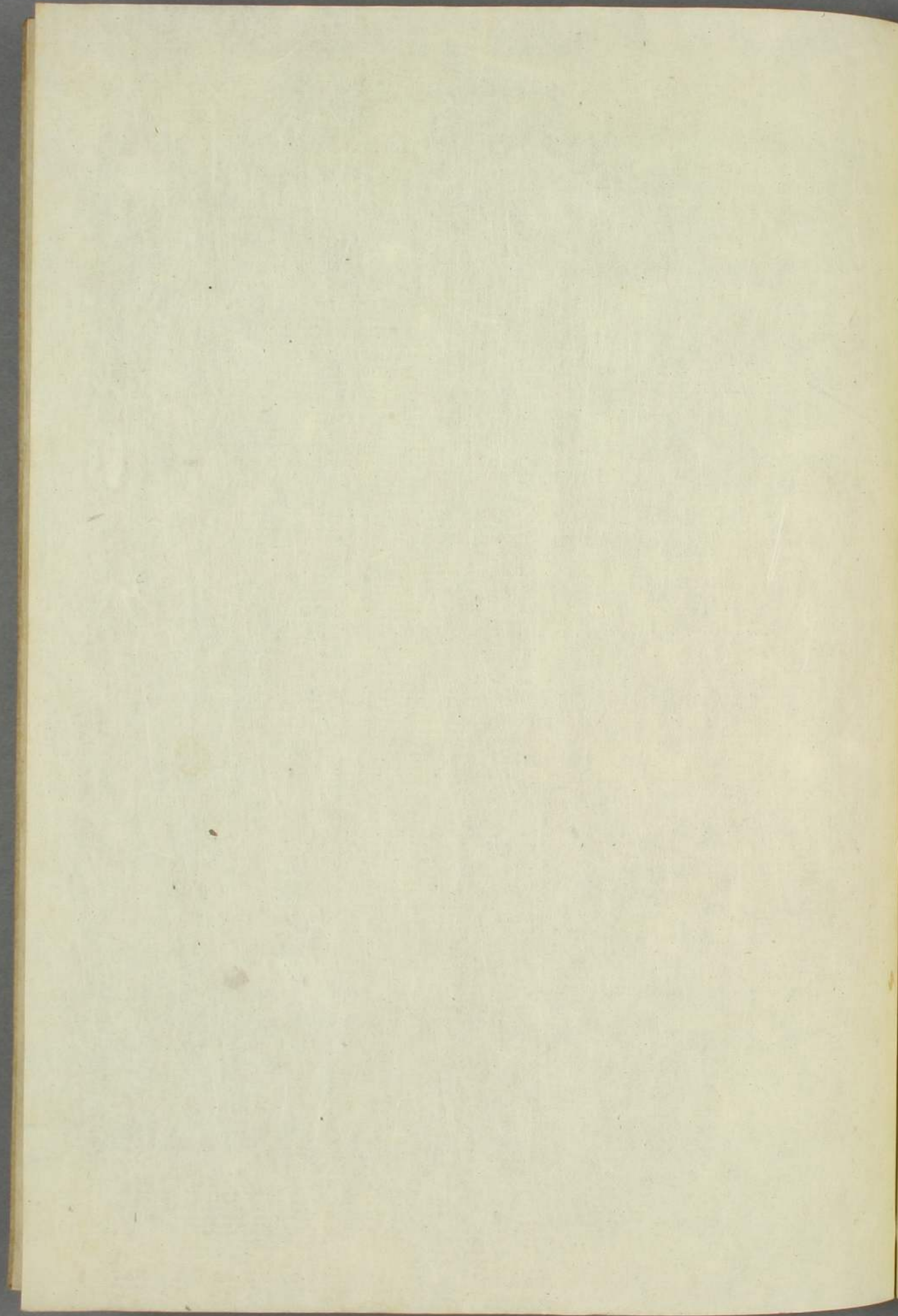
坐贓致罪

其事の人の杖物の之杖物にして

凡官人吏人吏人吏人吏人

半より杖物の之杖物にして

若し若の杖物の之杖物にして



Faint, illegible handwriting in a cursive script is visible on the right page. The text is extremely light and difficult to decipher, appearing as ghostly impressions of letters and words. It seems to be organized into several lines of text, but the specific content is unreadable due to fading and the angle of the page.

